

要件	内容
<p>■奄美市企業立地等促進条例</p> <p>【企業の進出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得日若しくは情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業（以下「情報通信業等」という）の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 ・ 設備投資額 2,000万円以上（用地取得費を除く） ・ 新規地元雇用者数 8人以上（操業開始日現在） ・ 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと ・ 市の誘致企業で立地協定を締結 <p>【企業の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の規模拡大等により操業開始後2年以内 ・ 設備投資額 1,500万円以上（用地取得費を除く） ・ 新規地元雇用者数 3人以上（操業開始日現在） ・ 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと ・ 市の育成企業の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 用地取得助成金〔交付限度額 1,000万円〕 次の額に1/10を乗じて得た額のいずれか低い額 ・（企業用地取得費＋改修費＋造成費）の市長が認めた額 ・ 用地面積＞建物延べ面積×50/10の場合 建物延べ面積×50/10 ② 企業施設設置奨励金〔交付限度額 1,000万円〕 ・ 水産養殖施設（内陸部のみ）施設面積㎡ × 1万円 ・ 工場施設 床面積㎡ × 1万円 ・ 研究所等（情報通信業等施設及び研究開発施設）床面積㎡ × 3万円 ③ 雇用奨励金〔交付限度額 2,000万円〕 新規地元雇用者数×12万円 （地域雇用開発助成金支給対象者数除く。） ④ 緑化奨励金〔交付限度額 300万円〕 ・ 工場を主体とする企業 緑化面積㎡ × 1,500円 ・ 研究所等（情報通信業等施設及び研究開発施設）を主体とする企業 緑化面積㎡ × 3,000円 ※ この面積は用地取得助成金の交付対象面積に8/10を乗じて得た面積の範囲内 ⑤ 情報通信業等に関する助成 ・ 事業所賃借料助成金 事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の1/4に相当する額 ・ 通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の1/4に相当する額 ・ 研修助成金 新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限 ※ 交付限度額 4,500万円 （上記合計1年間の支給額は1,500万円を限度とし、3年間）
<p>■奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例</p> <p>【企業の進出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信業等の業務を行う企業で用地取得日若しくは情報通信業等施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 ・ 新規地元雇用 3人以上（操業開始日現在） ・ 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと ・ 市の誘致企業で立地協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所賃借料助成金 事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の1/10に相当する額 ・ 通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の1/10に相当する額 ※ 交付限度額 450万円 （上記合計1年間の支給額は150万円を限度とし、3年間）